

岡山県公報		発行 岡山県					
目次		担当課（室）		目次			
○ 岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 （以上県例規集登載） 【告示】 ○ 平成三十年度自衛官第三次募集（航空学生） ○ 平成三十年度自衛官第三次募集（一般曹候補生） ○ 平成三十年度自衛官第三次募集（自衛官候補生） ○ 特定施設の設置許可申請 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定 ○ 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出及び指定漁船調書の縦覧 ○ 道路の区域変更 ○ 道路の供用開始 【公告】 ○ 平成三十年度第一回工事整備対象設備等		林政課 水産課 危機管理課 環境管理課 健康推進課 水産課 道路整備課 消防保安課		の工事又は整備に関する講習の実施 ○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請 〃 ○ 落札者等の決定 ○ 土地改良区役員の退任及び就任届 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ 一般競争入札の実施 【人事委員会】 ○ 岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 （県例規集登載） 【選挙管理委員会】 ○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数		県民生活交通課 情報政策課 耕地課 建築指導課 警察本部会計課 人事委員会 選挙管理委員会	

◎岡山県規則第三十二号

岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年六月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十五年岡山県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県規則第三十三号

岡山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年六月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

岡山県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十四年岡山県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項ただし書中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成30年6月15日 岡山県公報 第11999号

◎岡山県告示第三百五十六号

防衛省において採用する自衛官のうち航空学生のうち航空学生は平成三十年度募集の要領は、次のとおりである。

平成三十年六月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 採用自衛官の区分

航空学生

二 応募資格

- 1 平成三十一年四月一日現在で、海上自衛隊は十八歳以上二十三歳未満、航空自衛隊は十八歳以上二十一歳未満の日本国籍を有する者で、かつ、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないもの
- 2 高等学校又は中等教育学校卒業者（平成三十一年三月卒業見込みの者を含む。）
- 3 2に掲げる者と同等以上の学力があると文部科学大臣が認めた者
- 4 高等専門学校第三学年次修了者（平成三十一年三月修了見込みの者を含む。）

三 受付期間

平成三十年七月一日から同年九月七日まで

四 採用試験種目

- 1 第一次試験 筆記試験及び適性検査
- 2 第二次試験 航空身体検査、口述試験及び適性検査
- 3 第三次試験

(1) 海上自衛隊 航空身体検査（一部）

(2) 航空自衛隊 操縦適性検査及び医学適性検査

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

- 1 第一次試験 平成三十年九月十七日
 - 2 第二次試験 平成三十年十月十五日から同月二十一日までのうち指定する一日
 - 3 第三次試験
- (1) 海上自衛隊 平成三十年十一月二十二日から同年十二月十九日までのうち指定

する一日

- (2) 航空自衛隊 平成三十年十一月十七日から同年十二月二十日までのうち指定する期間

七 試験場

1 第一次試験 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

2 第二次試験 試験場の詳細については、第一次試験の合格通知で通知する。

3 第三次試験

(1) 海上自衛隊 自衛隊呉病院（広島県呉市）その他六箇所

(2) 航空自衛隊 静浜基地（静岡県焼津市）

防府北基地（山口県防府市）

八 採用予定時期

平成三十一年三月下旬から同年四月上旬までの間

九 その他

その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部

〇八六一二二六―〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所

〇八六八一三二―五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所

〇八六一四二二―七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所

〇八六六一三二―二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所

〇八六一二二四―二八二四

ホームページ <http://www.mod.go.jp/pco/okayama/>

平成30年6月15日 岡山県公報 第11999号

◎岡山県告示第三百五十七号

防衛省において採用する自衛官のうち一般曹候補生の平成三十年度募集の要領は、次のとおりである。

平成三十年六月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 採用自衛官の区分

一般曹候補生

二 応募資格

平成三十一年四月一日現在で、十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者で、かつ、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

三 受付期間

平成三十年七月一日から同年九月七日まで

四 採用試験種目

1 第一次試験 筆記試験及び適性検査

2 第二次試験 口述試験及び身体検査

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

1 第一次試験 平成三十年九月二十一日から同月二十三日までのうち指定する一日

2 第二次試験 平成三十年十月十二日から同月十七日までのうち指定する一日

七 試験場

1 第一次試験

(1) 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

(2) 高梁市文化交流館（高梁市原田北町）

(3) 津山圏域雇用労働センター（津山市山下）

2 第二次試験

(1) 陸上自衛隊日本原駐屯地（勝田郡奈義町）

(2) 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

八 採用予定時期

平成三十一年三月下旬から同年四月上旬までの間

九 その他

その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部

○八六一二二六〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所

○八六八一二二一五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所

○八六一四二二一七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所

○八六六一二二一二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所

○八六一二二四一二八二四

ホームページ <http://www.mod.go.jp/pco/okayama/>

平成30年6月15日 岡山県公報 第11999号

◎岡山県告示第三百五十八号

防衛省において採用する自衛官のうち自衛官候補生の平成三十年度募集の要領は、次のとおりである。

平成三十年六月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 採用自衛官の区分

自衛官候補生

二 応募資格

採用予定月の一日現在で、十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者で、かつ、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

三 受付期間

平成三十年七月一日から同年九月七日まで

四 採用試験種目

1 筆記試験

2 口述試験

3 適性検査

4 身体検査

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

平成三十年九月二日から同月三十日までのうち指定する一日。ただし、平成三十一年三月高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者については、平成三十年九月十六日から同月三十日までのうち指定する一日

七 試験場

1 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

2 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）

3 陸上自衛隊日本原駐屯地（勝田郡奈義町）

八 採用予定時期

1 平成三十年九月下旬

2 平成三十年十一月下旬

3 平成三十一年三月下旬から同年四月上旬までの間

九 その他

その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部 ○八六一二二六〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所 ○八六八一二二一五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所 ○八六一四二二一七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所 ○八六六一二二一二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所 ○八六一二二四一二八二四

ホームページ <http://www.mod.go.jp/pco/okayama/>

◎岡山県告示第三百五十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年六月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 フェニテックセミコンダクター株式会社

住 所 井原市木之子町150番地

氏 名 代表取締役社長 谷 英昭

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 フェニテックセミコンダクター株式会社第一工場

所在地 井原市木之子町6833番地

平成30年6月15日 岡山県公報 第11999号

(3) 特定施設に関する事項

区 分		新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
種 類	力	63ーホ 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する廃ガス洗浄施設（T）		63ーホ 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する廃ガス洗浄施設（U）		63ーホ 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する廃ガス洗浄施設（V）		65 酸又はアルカリによる表面処理施設（158）		65 酸又はアルカリによる表面処理施設（159）	
		循環ポンプ出力 0.75kW		同左		同左		シリコンウエハー 50枚／回		シリコンウエハー 約670枚／日	
		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
		工事着手後約1週間		同左		同左		同左		同左	
		平成30年8月1日		同左		同左		工事完成後直ちに		平成30年8月1日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左		断続24時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常値及び最大値の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	14.4	20.0	0.2	0.3	8.6	13.0	0.2	0.3	0.463	0.863
	p H	4	4	同左		同左		11	11	4	4
	B O D（mg／L）	5	10					5	10	同左	
	C O D（mg／L）	5	10					5	10		
	S S（mg／L）	1	2					1	2		
	T－N（mg／L）	2	2					210	250		
	T－P（mg／L）	<1	<1					16	20		
	全シアン（mg／L）	－	－	同左		同左		同左		同左	
	ふっ素（mg／L）	－	－	1,540	1,540	－	－	1,540	1,540		
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（mg／L）	<1	<1	同左		－	－	同左			

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

2 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常値及び最大値の量の欄中数値が上段及び下段に分かれているものについては、上段は中和処理ラインミキサーに排出される量、下段は硫酸排水処理施設に排出される量を示す。

3 特定施設（63ーホ金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する廃ガス洗浄施設（T）、66電気めっき施設（い）及び65酸又はアルカリによる表面処理施設（145）を除く。）から排出される汚水等は、公共下水道に排除される。

4 66電気めっき施設（い）から排出される汚水等は、全量産業廃棄物として処理委託される。

平成30年6月15日 岡山県公報 第11999号

区 分		新 設		新 設		変 更 前		変 更 後	
種 類		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (160)		66 電気めっき施設 (い)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (50)		同左	
能 力		シリコンウエハー 約120枚／日		シリコンウエハー 約500枚／日		シリコンウエハー 約3,000枚／日		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		－		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		工事着手後約 1 週間		同左		－		工事着手後約 1 週間	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		平成30年 8 月 1 日		同左		－		平成30年 8 月 1 日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続24時間		同左		連続24時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の通常値及び最大値の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m³／日)	0.207 0.2	0.407 0.4	0.0016	0.0016	3.0	4.0	同左	
	p H	4 2以下	4 2以下	9	12	11	11		
	B O D (mg／L)	30 ＜1.0	60 ＜1.0	5	7	30	60		
	C O D (mg／L)	30 12	60 12	5	7	30	60		
	S S (mg／L)	1 1	2 1	＜1	2	1	2		
	T－N (mg／L)	70 2	150 2	－	－	70	150		
	T－P (mg／L)	2 ＜1	5 ＜1	－	－	2	5		
	全シアン (mg／L)	－	－	100,000	125,000	－	－		
	ふっ素 (mg／L)	－	－	－	－	同左			
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg／L)	210 －	250 －	－	－				

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

2 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常値及び最大の量の欄中数値が上段及び下段に分かれているものについては、上段は中和処理ラインミキサーに排出される量、下段は硫酸排水処理施設に排出される量を示す。

3 特定施設（63－ホ金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する廃ガス洗浄施設（T）、66電気めっき施設（い）及び65酸又はアルカリによる表面処理施設（145）を除く。）から排出される汚水等は、公共下水道に排除される。

4 66電気めっき施設（い）から排出される汚水等は、全量産業廃棄物として処理委託される。

平成30年6月15日 岡山県公報 第11999号

区	分	変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後	
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (69)		同左		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (144)		同左	
能	力	シリコンウエハー 約3,000枚／日		同左		シリコンウエハー 50枚／回		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－		許可後直ちに		－		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－		工事着手後約 1 週間		－		工事着手後約 1 週間	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－		平成30年 8 月 1 日		－		平成30年 8 月 1 日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常値及び最大値の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)	3.0	4.0	同左		0.3	0.3	同左	
	p H	11	11			4	4		
	B O D (mg／L)	30	60			5	10		
	C O D (mg／L)	30	60			5	10		
	S S (mg／L)	1	2			1	2		
	T－N (mg／L)	70	150			210	250		
	T－P (mg／L)	2	5			16	20		
	全シアン (mg／L)	－	－			－	－		
	ふっ素 (mg／L)	－	－			1,540	1,540		
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg／L)	－	－			210	250		

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

2 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常値及び最大の量の欄中数値が上段及び下段に分かれているものについては、上段は中和処理ラインミキサーに排出される量、下段は硫酸排水処理施設に排出される量を示す。

3 特定施設（63－ホ金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する廃ガス洗浄施設（T）、66電気めっき施設（い）及び65酸又はアルカリによる表面処理施設（145）を除く。）から排出される汚水等は、公共下水道に排除される。

4 66電気めっき施設（い）から排出される汚水等は、全量産業廃棄物として処理委託される。

平成30年6月15日 岡山県公報 第11999号

区 分		変 更 前		変 更 後	
種 類		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（145）		同左	
能 力		シリコンウエハー 50枚／回		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－		工事着手後約 1 週間	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－		平成30年 8 月 1 日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常値及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	0.4	0.4	13	17
	p H	4	4	同左	
	B O D（mg／L）	5	10		
	C O D（mg／L）	5	10		
	S S（mg／L）	1	2		
	T－N（mg／L）	210	250	17	26
	T－P（mg／L）	16	20	2	5
	全シアン（mg／L）	－	－	同左	
	ふっ素（mg／L）	1,540	1,540	－	－
	アンモニア，アンモニウム化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物（mg／L）	210	250	17	26

- 備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。
- 2 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常値及び最大の量の欄中数値が上段及び下段に分かれているものについては、上段は中和処理ラインミキサーに排出される量、下段は硫酸排水処理施設に排出される量を示す。
- 3 特定施設（63－ホ金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する廃ガス洗浄施設（T）、66電気めっき施設（い）及び65酸又はアルカリによる表面処理施設（145）を除く。）から排出される汚水等は、公共下水道に排除される。
- 4 66電気めっき施設（い）から排出される汚水等は、全量産業廃棄物として処理委託される。

平成30年6月15日 岡山県公報 第11999号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分		変 更 前				変 更 後			
工場又は事業場における施設番号		フッ酸処理施設				同左			
種 類 及 び 型 式		攪拌式				同左			
構 造		鉄製ゴムライニング×2基				同左			
主 要 寸 法		φ2,600mm×H3,050mm+φ3,000mm×H3,050mm				同左			
能 力		12m ³ /4時間+15m ³ /4時間				同左			
処 理 の 方 法		凝集沈殿, 吸着				同左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		—				同左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		—				同左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		—				許可後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続24時間				同左			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	117.0	144.9	117.0	144.9	117.8	146.7	117.8	146.7
	p H	4	4	5.8~8.6	5.8~8.6	同左			
	B O D (mg/L)	5	10	5	10				
	C O D (mg/L)	5	10	5	10				
	S S (mg/L)	1.0	3.0	<1.0	<1.0				
	油 分 (mg/L)	—	—	—	—				
	T-N (mg/L)	210	250	210	250				
	T-P (mg/L)	16	20	0.1	0.6				
	ふっ素 (mg/L)	1,540	1,540	6.4	7.8				
	アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	210	250	210	250				

備考 汚水等の処理施設（中和処理施設を除く。）で処理された汚水等は、公共下水道に排除される。

平成30年6月15日 岡山県公報 第11999号

区 分		変 更 前				変 更 後			
工場又は事業場における施設番号		中和処理施設ラインミキサー				同左			
種 類 及 び 型 式		ラインミキサー				同左			
構 造		硬質塩ビ配合経路				同左			
主 要 寸 法		φ 65mm×320mm（攪拌部分）				同左			
能 力		30m ³ /時間				同左			
処 理 の 方 法		自動pH調整				同左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－				同左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－				同左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－				許可後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間				同左			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ /日）	503.8	559.1	503.8	559.1	513.7	574.4	513.7	574.4
	p H	3～5	3～5	6～8	6～8	同左			
	B O D（mg/L）	30	60	30	60				
	C O D（mg/L）	30	60	30	60				
	S S（mg/L）	1	3	1	3				
	油 分（mg/L）	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0				
	T－N（mg/L）	130	230	130	230				
	T－P（mg/L）	2	5	2	5				
	ふっ素（mg/L）	4.5	7.8	4.5	7.8				
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（mg/L）	105	185	105	185				

備考 汚水等の処理施設（中和処理施設を除く。）で処理された汚水等は、公共下水道に排除される。

平成30年6月15日 岡山県公報 第11999号

区 分		変 更 前				変 更 後			
工 場 又 は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号		中和処理施設				同左			
種 類 及 び 型 式		攪拌式				同左			
構 造		鉄製ゴムライニング×2基				同左			
主 要 寸 法		φ2,625mm×H3,150mm, 12m ³ ×2基				同左			
能 力		50m ³ /時間				同左			
処 理 の 方 法		中和				同左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－				同左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－				同左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－				許可後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間				同左			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	602	712	602	712	629.4	749	629.4	749
	p H	4	4	5.8～8.6	5.8～8.6	同左			
	B O D (mg/L)	5	10	5	10				
	C O D (mg/L)	5	10	5	10				
	S S (mg/L)	1	3	1	3				
	油 分 (mg/L)	－	－	－	－				
	T－N (mg/L)	14	20	14	20				
	T－P (mg/L)	1	3	1	3				
	ふっ素 (mg/L)	－	－	－	－				
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	7.3	12	7.3	12				

備考 汚水等の処理施設（中和処理施設を除く。）で処理された汚水等は、公共下水道に排除される。

平成30年6月15日 岡山県公報 第11999号

区 分		変 更 前				変 更 後			
工場又は事業場における施設番号		硫酸排水処理施設				同左			
種 類 及 び 型 式		攪拌式				同左			
構 造		F R P				同左			
主 要 寸 法		φ 1,000mm×H710mm, 0.5m ³ ×2基				同左			
能 力		5 m ³ /日				同左			
処 理 の 方 法		中和				同左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－				同左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－				同左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－				許可後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間				同左			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	2.02	2.42	2.02	2.42	2.22	2.82	2.22	2.82
	p H	2以下	2以下	5.5～8.5	5.5～8.5	同左			
	B O D (mg/L)	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0				
	C O D (mg/L)	12	12	12	12				
	S S (mg/L)	1	1	1	1				
	油 分 (mg/L)	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0				
	T－N (mg/L)	2	2	2	2				
	T－P (mg/L)	0.3	0.3	0.3	0.3				
	ふっ素 (mg/L)	<1	<1	<1	<1				
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	－	－	－	－				

備考 汚水等の処理施設（中和処理施設を除く。）で処理された汚水等は、公共下水道に排除される。

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	排水口No. 1（冷却水＋雨水＋工場排水）			
区分	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量（m ³ /日）	1,066	1,228	1,093.4	1,265
pH	6.5～8.5	6.5～8.5	同左	
BOD（mg/L）	4	9.7		
COD（mg/L）	4	9.7		
SS（mg/L）	0.5	3.0		
油分（mg/L）	<1.0	1.0		
T-N（mg/L）	9.1	16		
T-P（mg/L）	0.5	2.0		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（mg/L）	7.3	12		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成30年6月15日から同年7月6日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び井原市役所

◎岡山県告示第三百六十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成三十年六月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名 称

所 在 地

指定年月日

ハートライフ薬局松島店

倉敷市松島一〇〇一

平成三十年六月一日

きたぞの薬局河辺店

津山市河辺七六九一

平成三十年六月一日

アキクリニック

総社市中央三一一一〇二

平成三十年六月一日

マスカット薬局穂浪店

備前市穂浪二八三五九

平成三十年六月一日

◎岡山県告示第三百六十一号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年六月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 発起人の住所及び氏名

瀬戸内市牛窓町鹿忍七二七一 柴田 英典

瀬戸内市牛窓町牛窓二九八二 林 照夫

二 加入区

牛窓

三 漁船損害等補償法第一百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称
牛窓町漁業協同組合

四 縦覧期間

平成三十年六月十五日から同月二十九日まで

五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

◎岡山県告示第三百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年六月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 南浦金光線
- 三 道路の区域

区 域		新 旧 別	幅 員 (メー ト ル)	延 長 (メー ト ル)
浅口市金光町佐方三〇四四番三地先から 浅口市金光町佐方二五八六番一地先まで	新	一 一・六 二七・八	五三二・二	
浅口市金光町佐方三〇四四番三地先から 浅口市金光町佐方二五八六番一地先まで	旧	一 四・〇 二七・八	五三二・二	

◎岡山県告示第三百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年六月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	区間	供用開始年月日
南浦金光線	浅口市金光町佐方三〇四四番三地从先から浅口市金光町佐方二五八六番一地先まで	平成三十年六月十五日

〔二九六〕消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十七条の十の規定による平成三
十年度第一回工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。
平成三十年六月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 講習の日時、講習区分及び場所

講習年月日	時 間	講習区分	場 所
平成三十年七月二十 四日（火曜日）	午前九時から午 後五時まで	消火設備	岡山市北区大供表町 一番一号 JA岡山ビル
平成三十年七月二十 五日（水曜日）	午前九時から午 後四時まで	避難設備・消火器	
平成三十年七月二十 六日（木曜日）	午前九時から午 後四時三十分ま で	警報設備	

二 受講対象者

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十三条の十七第一項又は第二
項の規定により講習を受けなければならない消防設備士

三 講習科目

1 工事整備対象設備等（消防法第十七条の八第一項に規定する工事整備対象設備等
をいう。以下同じ。）関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項

2 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項

四 効果測定

三の講習修了後、三十分程度の効果測定を行う。

五 講習科目の免除

受講しようとする日前六月以内に一の講習区分のうちいずれかの講習を受講してい
る者は、三一の講習科目の免除を受けることができる。

六 受講申請手続

1 所定の受講申請書に必要な事項を記入の上、九の提出先に持参し、又は郵送すること。

2 受講申請者は、一の講習区分ごとに受講申請書一通を提出すること。

3 受講申請書を郵送する場合は、封筒に「消防設備士講習申請」と朱書すること。

七 受講手数料

1 一の講習区分ごとに七千円相当額の岡山県収入証紙を受講申請書に貼り付けて納付すること。なお、証紙には消印しないこと。

2 受講申請書を受け付けた後は、受講しなかった場合でも受講手数料は返還しない。

八 受講申請書の受付期間

平成三十年六月十八日（月曜日）から同月二十二日（金曜日）までの午前九時から午後四時まで

九 受講申請書の提出先

〒七〇三ー八二七八

岡山市中区古京町一丁目一番一七号 岡山県備前県民局古京庁舎二階

一般社団法人岡山県消防設備協会

十 その他

詳細については、一般社団法人岡山県消防設備協会（電話〇八六ー二七二ー九九八八）又は岡山県消防保安課（電話〇八六ー二二六ー七二九六）に問い合わせること。

〔二九七〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成三十年六月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成三十年六月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人はれるや

三 代表者の氏名

野宮 節子

四 主たる事務所の所在地

倉敷市栗坂一一番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、障がいのある方等に対して、権利擁護等に関する事業（障害のある方が尊厳をもってその人らしく生きることをサポートする仕組みづくり）を行うことで、障がいのある方が地域社会で安心して日常生活を送ることが出来るようにするとともに、関係専門職との連携を密にし、地域の協力を得ながら障がいのある方等に関係する方々の資質の向上と福祉の向上に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

社員の資格の得喪に関する事項

〔二九八〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成三十年六月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成三十年六月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 k i r a r a

三 代表者の氏名

大岡 孝之

四 主たる事務所の所在地

倉敷市水江一四六四番地三

五 定款に記載された目的

この法人は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害児、者に関する啓発活動に取り組み、地域福祉の増進や障害児、者の地域生活支援等に関する事業を行い、障害児、者の自立支援を実現することに寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

平成30年6月15日 岡山県公報 第11999号

〔二九九〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成三十年六月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 調達件名

電子申請ASPサービス提供業務

二 契約期間

平成三十年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県県民生活部情報政策課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

平成三十年六月七日

五 落札者の氏名及び住所

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西

大阪府大阪市北区堂島三丁目一番二一号

六 落札金額

一月当たり一、六九五、六〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額一二五、六〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

八 入札公告日

平成三十年四月二十日

〔三〇〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があつた。

平成三十年六月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

山手土地改良区

二 退任及び就任役員

退任役員
就任役員

住所

氏 名 氏 名

山本祐一
山本祐一
久米郡久米南町山手一四四二

青山 芳則
青山 芳則
〃
〃
〃
一一
一一
一三

青山 仁 青山 仁
 “ ”
 “ ”
 “ ”
 一六五一

光延 堅志
光延 堅志
〃
〃
京尾四四五

青山速已
青山速已
〃
〃
山手八五五

岡田 幸浩
岡田 幸浩
〃
〃
〃
一四五三

木羅和久
木羅和久
〃
〃
〃
五八二

光延知幸
光延知幸
〃
〃
京尾四五三

定清 豐幸 定清 豐幸 〃 〃 〃 一 二 五

河原久志
河原久志
〃
〃
峠六七七

重松 睦雄
重松 睦雄
〃
〃
〃
三六

山本道治
山本道治
〃
〃
山手三三五三

監事

”

〔三〇一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年六月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字三軒地一〇二一―一二、一〇二一―一五、一〇二一―一九、

一〇二一―二二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町前潟一〇二一―一二

寺元 英一

三 許可番号

岡山県指令建指第六〇号

〔三〇二〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成三十年六月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 借入件名及び数量

X線マイクロアナライザー付走査電子顕微鏡装置 一式

(2) 借入物件の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 借入期間

平成30年11月 1 日から平成37年10月31日まで

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、全ての借入物件の本体価格のほか、輸送費及び仕様書に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、1 月当たりの単価（本件借入に係る物件を7年間借り受けるものとして算定したリース料総額の84分の1に相当する額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成30年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年岡山県告示第43号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。

以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
 - (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
 - (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - (6) 納入する機器について、岡山県警察本部刑事部科学捜査研究所長の確認を受けた者であること。
- 3 競争入札参加資格の申請手続
- この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。
- (1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先
〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）
電話（086）226－7538
 - (2) 申請書の提出期限
平成30年7月30日（月） 午後4時
- 4 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒700－8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県警察本部警務部会計課契約担当
電話（086）234－0110 内線2216
 - (2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成30年6月15日（金）から同年7月30日（月）まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

(1) の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ130グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

平成30年8月1日（水） 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

平成30年8月2日（木） 午前10時30分

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課分室（岡山県庁地下1階）

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、平成30年7月30日（月）午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義

務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は，無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他
詳細は，入札説明書による。

6 Summary

(1) Name and quantity of the products to be leased :

X-ray microanalyzer with a scanning electron microscope 1 sets

(2) Lease period :

From 1 November, 2018 through 31 October, 2025

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

4:00 P.M. 1 August, 2018

(5) Contact point for the notice :

Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,

Japan

Telephone :086-234-0110, Ext.2216

◎岡山県人事委員会規則第十一号

岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年六月十五日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岡山県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表井原市の部市長部局の項中「主査及び主任（秘書係及び職員係に属する者に限る。） 主任主事（秘書係及び職員係に属する者に限る。） 主事」を「主査、主任、主任主事、主事及び主事補」に、「支所長 課長」を「支所長 課長 参事」に、「園長次長」を「園長」に改め、同部教育委員会の項中「副館長」を「副館長 課長」に、

図 書 館	館 長
-------	-----

を

図 書 館	館 長 課 長
-------	---------

に改め、同表総社

市の部市長部局の項中「政策監 部長」を「部長」に、「課長代理」を「課長代理 室長代理」に、「人事係長」を「職員係長」に、「人事係」を「職員係」に、「人事係」を「職員係」に、

支 所	支 所 長 次 長 主 幹
出 張 所	所 長

を

出 張 所	所 長
-------	-----

に改め、同部教育

委員会の項中「教育長 教育次長」を「教育部長」に改め、同表高梁市の都市長部局の項中「局長補佐」を「局長代理 局長補佐」に、「薬局長 看護部長」を「看護部長 地域医療部長」に、「放射線室長」を「訪問看護ステーション所長」に、

訪問看護ステーション	所長
保育園	園長 副園長

を

保育園	園長 副園長
-----	--------

に改め、同部教育

委員会の項中「副所長」を「所長代理 副所長」に改め、同表新見市の都市長部局の項中「企業誘致推進監」を「企業誘致推進監 雇用対策調整監 特別参与」に、「秘書課」を「秘書広報課」に改め、同部教育委員会の項中「所長」を「所長 所長補佐」に改め、同表備前市の部議会事務局の項中「次長」を「次長 参事」に改め、同都市長部局の項中「参与 危機管理監 総括政策監」を「参与」に、「財産管理係長 主査」を「主査」に、「支所長 政策監 次長 副参与」を「支所長」に、「次長 課長」を「次長 副

保育園	園長
市民センター	館長

参与 課長」に、

市民センター	館長
--------	----

に、

坑水处理場	場長
いんべ会館	館長

を

	浄化センター
	所長

	坑水処理場
	場長

「を「総務計画係長」に、
め、同部教育委員会の項中「教育長 教育次長」を「教育部長 次長」に、「庶務係長」

幼稚園	園長
-----	----

を

幼稚園	認定こども園	保育園
総括主幹 園長	総括主幹 園長	総括主幹 園長

に改め、同部監査

事務局の項中

監査事務局	事務局長
-------	------

を

監査委員事務局	事務局長 次長
---------	---------

に改め、

同表瀬戸内市の部教育委員会の項中「教育次長」を「教育次長 参与」に改め、同表赤磐市の部市長部局の項中「（秘書広報班に属する者に限る。）」を削り、「主査及び主任」を「秘書広報班長 文書法制班長 総務人事班長 主査、主任、主事及び主事補」に、

保育園	園長
-----	----

を

委員会の項中「教育長 課長」を「課長」に、		市の部議世事務局の項中「事務局長」を「事務局長 事務局次長 参事」に改め、同表 鏡野町の部町長部局の項中「参事 総務課長代理 総務課長補佐」を「統括参事 特命 参事 参事 人事担当課長代理 人事担当課長補佐」に、		を「看護師長 薬局長 技師長」に改め、同部教育委員会の項中「（総務班で人事又は 給与の事務を行う者に限る。）」を削り、「主幹」を「主幹 総務班長 主査、主任、主 事及び主事補（総務班に属する者で人事又は給与の事務を行うものに限る。）」に改め、 同表真庭市の部市長部局の項中	
「	診療所	「	診療所	「	ささぶき苑 課長
	所長		所長		園長
に改め、同部教育		を		を	
「	かがみの園	「	かがみの園	「	保育園 園長
	園長		園長		園長
に改め、同表浅口		に改め、同表浅口		に改め、同表浅口	
「	こども園	「	こども園	「	保育園 園長
	園長 副園長		園長 副園長		園長
に、「看護師長」		に、「看護師長」		に、「看護師長」	

この規則は、公布の日から施行する。	附 則	公 民 館	公 民 館
		中央公民館館長	館長
		に改める。	を

◎岡山県選管告示第二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成三十年六月十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三一、八三五
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。） 二九八、九六四
- 三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区	数	選挙区	数
岡山市北区・加賀郡	八四、〇五九	高梁市	八、九一九

総 社 市	井 原 市 ・ 小 田 郡	笠 岡 市	玉 野 市	勝 津 山 市 ・ 田 苦 田 郡 ・ 郡	倉 敷 市 ・ 都 窪 郡	岡 山 市 南 区	岡 山 市 東 区	岡 山 市 中 区
一八、 六〇四	一五、 七七一	一四、 一八九	一七、 四〇六	三六、 七四八	一三四、 三八七	四六、 四一六	二六、 六五五	三九、 九八一
	久 米 郡	浅 口 市 ・ 浅 口 郡	美 作 市 ・ 英 田 郡	真 庭 市 ・ 真 庭 郡	赤 磐 市	瀬 戸 内 市	備 前 市 ・ 和 気 郡	新 見 市
	五、 六一五	一二、 九八一	八、 五二〇	一三、 四二二	一二、 二八五	一〇、 六一六	一四、 二七八	八、 六七三